

議員提出議案第9号

教育基本法の早期改正に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年6月29日

提出者

3 番 島 崎 義 司

2 5 番 与 座 武

武蔵野市議会議長 田 中 節 男 殿

教育基本法の早期改正に関する意見書

教育基本法は、昭和22年の制定以来、一度の改正もなく戦後半世紀が経過しています。しかしながら、この間に日本社会は大きく変化し、教育は多くの課題を抱えるに至りました。青少年の凶悪犯罪に示される規範意識や道徳心の希薄化、学級崩壊やいじめ、不登校の問題、家庭や地域社会での教育力の低下、学力の低下など、今日、教育改革は喫緊の国民的課題となっています。

こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱しています。

今こそ、将来の日本を担う国際社会に通用する人材の育成や、青少年の健全育成のあり方について、国として真剣に考え、新たな時代にふさわしい日本の教育の方向性を明確に指し示す必要があります。

よって政府は、一日も早く国会に教育基本法改正案を提出し、伝統文化の尊重と、国を愛し大切に作る心の育成、家庭の意義と家庭教育の重視、道徳教育の充実、教育行政の責任の明確化、などの観点から、徹底的に論議を行い、早期に教育基本法を改正するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 6 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
文部科学大臣

— あて